

平成26年度 北陸地方整備局コンプライアンス推進計画

＜平成26年3月20日 北陸地方整備局コンプライアンス推進本部決定＞

はじめに

職員一人一人が適正に職務を行うためには、「国家公務員法、国家公務員倫理法、発注者綱紀保持規程等の関係法令等を正しく理解した上で法令等を遵守すること(以下「コンプライアンス」という。)」の意識を持ち続けることが必要であり、そのためには、研修や職場での啓発活動等を繰り返し行うこと、併せて、職員が関係法令等に違反抵触することのないよう環境整備に取り組んでいくことが重要である。

北陸地方整備局の任務を達成するためには、コンプライアンスを疎かにすることで、地域の信頼を失墜するようなことはあってはならない。職員が自らを律し、使命達成のため誇りを持って仕事を進めることができるよう、引き続き、本推進計画に基づいた取組を進めることとする。

1. 職員の取り組み

(1) 幹部職員の人事評価における目標設定

幹部職員(本局にあっては課長・室長以上の管理職員、事務所にあっては副所長以上の管理職員)は、今年度の人事評価(業績評価)において、自らがコンプライアンスを遵守する旨及び所属職員に対してコンプライアンスの徹底について指導する旨を目標として掲げる。

(2) 事務所長等のコンプライアンス推進本部への参画

コンプライアンス推進責任者である事務所長及び管理所長は、コンプライアンス推進本部会議に「TV会議」の利用等により積極的に参画し、事務所及び管理所における取組状況について報告する。

また、報告における好事例は全事務所及び管理所に広く情報共有し、水平展開するための措置を講ずる。

(3) コンプライアンス指導員の活動

発注者綱紀保持担当者である事務所の副所長(事務)等及び事務所の副所長(技術)をコンプライアンス指導員として位置付け、コンプライアンス指導員は、職場における勉強会等のリーダーとして活動を行う。

(4) 本局におけるコンプライアンス・ミーティングの実施

本局各職場(課室等)の所属長は、職員相互間でコンプライアンスについて再確認を行ったり、過去の不正事案の問題点や再発防止対策等について意見交換を行う「コンプライアンス・ミーティング」を年2回以上実施する。

(5) 事務所及び管理所主体のコンプライアンス・ミーティングの実施

事務所及び管理所においては、コンプライアンスの強化を効果的、効率的かつ自律的に推進するため、それぞれが主体となり、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス指導員の指導の下、テーマの設定及び実施方法の作成等を行い、各職場(課室等)の所属長は、コンプライアンス・ミーティングを年2回以上実施する。

(6) 携帯カードの常時携帯

職員は、コンプライアンスに関する意識の保持を目的として作成した携帯カード「コンプライアンスの徹底のために」を常時携帯する。

(7) 国家公務員倫理に関する自己点検の推進

職員は、「倫理セルフチェックシート」(イントラネットに掲載)の活用等により、自らの国家公務員倫理法・倫理規程の理解度の確認を行う。

(8) 発注者綱紀保持に関する自己点検の推進

発注業務に携わる職員は、「発注者綱紀保持規程自己点検シート」(イントラネットに掲載)の活用等により、発注業務の各段階において注意すべき事項について自己点検を行う。

2. 研修の充実等

(1) 職員研修におけるコンプライアンスに関する講義の実施

整備局主催の研修のカリキュラムにおいて、コンプライアンスに関する講義を可能な限り採用する。

その際、外部講師の招へいやグループ討議の導入等により効果的な講義を行うとともに、具体事例として過去の不正事案を採用すること等により研修資料の充実を図る。

(2) 出前講座の実施

本局の適正業務管理官及び企画部技術調整管理官等が管内の全ての事務所及び管理所に出向き、(1)の講義を受講していない者を主な対象者として、コンプライアンスに関する講義を実施する。

(3) コンプライアンス推進責任者等による講座

(1)及び(2)の講義未受講の職員に対して、コンプライアンス推進責任者又はコンプライアンス指導員を講師として、個別にコンプライアンスに関する講座を実施し、(1)及び(2)の講義受講者と合わせ対象職員における受講率100%を目指す。

(4) 外部講師によるコンプライアンス講習会の開催

(1)～(3)の講義に加え、職員に対してより専門的な知識を修得させ、職員のコンプライアンス意識を高める観点から、事務所及び管理所において外部講師によるコンプライアンス講習会を開催する。

(5)「コンプライアンス指導者養成研修」への参加

公共調達に携わる職員として必要なコンプライアンスの徹底に係る知見を修得し、コンプライアンス指導者として必要な能力の向上を図るため、国土交通大学校主催の「コンプライアンス指導者養成研修」に、本局の官クラスの職員(主任監査官、入札契約監査官、適正業務管理官、技術調整管理官、技術開発調整官等)並びにコンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス指導員を順次参加させ、コンプライアンス指導者としての資質の向上を図る。

(6) 自習研修教材の利用促進

人事院作成の自習研修教材「公務員倫理を見つめ直す」「公務員倫理について学ぶ」(イントラネットに掲載)の利用を促進する。

3. 事業者等との応接ルールの徹底等

(1) 事業者に対する応接ルール等の周知

事業者に対して、業界団体を通じて国家公務員倫理や発注者綱紀保持についての周知を行う等により、引き続き、応接ルール等に対する理解と協力を求める。

(2) 不当な働きかけを受けにくい職場環境の整備促進

執務室等の職場環境を更に改善して、不当な働きかけを受けにくい環境を整備する。

4. 入札・契約手続におけるコンプライアンスの確保等

(1) 入札・契約手続におけるコンプライアンス確保の取組

予定価格の作成を入札書の提出後とするとともに入札書と技術提案書の提出を同時とすること、また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両業務の情報を知る機会や知り得る者の数を限定し、引き続き、情報漏洩の防止を図る取組を推進する。

(2) 情報管理の徹底

① 予定価格に関する情報の管理

積算業務に従事する担当者レベルの職員が予定価格を類推し得る情報を知ることができないよう、当該職員の業務を原則として、工事に必要な資材等の数量や現場条件等を積算システムに入力し、直接工事費及び共通仮設費の積上げ分まで算出する業務に限定する。

予定価格の算出は、管理職員しかできないようパスワード管理を行い、管理職員自ら一般管理費等の積算を行って、引き続き、請負工事費計算書の案を作成する取扱いの徹底を行う。

②総合評価における評価情報の管理

競争参加資格確認申請書等の資料受領後に「施工計画」又は「技術提案」に記載の企業名のマスキングを徹底し、参加企業名を知り得る者を限定するとともに、公正な審査・評価の徹底を引き続き行う。

③各種委員会に関する情報の管理

VE審査委員会、技術審査会、入札・契約手続運営委員会等で使用した資料は、引き続き、会議終了後に回収するよう徹底する。

(3)誓約書の提出者に対する措置の強化

「談合情報対応マニュアル(平成22年9月30日改正)」において、落札者決定前に談合情報を把握した場合には事情聴取等の調査を実施することとなっており、その結果、談合の事実があったと認められないときは、辞退者を含む入札参加者全員から談合を行っていないとの誓約書を提出させることとなっている。

誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表する。

5. 再発防止対策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1)コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

北陸地方整備局コンプライアンス推進本部は、本計画に基づいた取組についてモニタリングを行うとともに、その結果をホームページで公表し、取組の透明性の確保を図る。

(2)応札状況の情報公開の強化

事務所ごとに、年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表する等により情報公開を強化し、透明性の向上を図る。具体的には、

- ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率(月平均・年平均)
- ・一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合について公表する。

(3)アンケートによる職員のコンプライアンス意識等の把握・検証

職員のコンプライアンスに関する理解度、意識、行動等の実態を把握し、当該年度の推進計画に基づいた取組の効果を検証するとともに、次年度の推進計画の作成や職員の指導に反映させるため、「職員アンケート」を実施する。

6. 内部監査の強化・充実

一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係書類等の管理等を重点項目に位置付け、監査強化を図る。

また、必要に応じ特別監査等を実施する。

7. コンプライアンス・アドバイザー委員会による現場における推進状況の把握

コンプライアンス・アドバイザー委員会が事務所におけるコンプライアンスの推進状況等を把握するため、同委員会委員による現地視察及び意見交換等を実施する。